

# 2024年度 生協ガバナンス研修会開催報告

◇日時 2025年2月4日(火) 午後2時～午後4時30分

◇場所 ウィンクあいち 会議室 (ハイブリッド開催)

◇研修目的

会員生協の健全な組織運営と安定した経営基盤の強化、危機管理能力の向上を目的に開催

◇研修内容

「生協法の基礎」

講師 日本生協連 法務部 部長 村上妙子様

菅本麻衣子様

## ◇参加40名(16生協36名、行政1名、事務局3名)

名古屋市民火災1名、南医療2名、北医療1名、トヨタ車体4名、  
あいち3名、東海コープ2名、コープあいち1名、生活クラブ4名、  
かりや愛知中央3名、愛知県職員2名、愛知県警察職員1名、  
愛知大学/豊橋創造大学1名、一宮6名、中部電力2名、トヨタ3名、  
愛知県行政1名、県連3名



## ◇研修会内容

### 1 生協と生協法・定款

- ・生協法(根拠法)
- ・定款(生協の憲法・・・法規範と自治規範)

### 2 生協法の構成

- ・第1章 総則 ～ 第10章 没収に関する手続き等の特例

### 3 総則

- (1)生協法の目的
- (2)組合基準
- (3)名称
- (4)区域

### 4 事業

- (1)生協法の事業規範の構造
- (2)最大奉仕の原則
- (3)事業の種類規制
- (4)員外利用規制



## 5 組合員

- (1)資格 (2)加入 (3)出資 (4)議決権・選挙権 (5)脱退
- (6)組合員名簿

## 6 機関運営

- (1)生協の機関運営の構造
- (2)機関である会議体の開催手続の流れ

## 7 決算関係書類等

- (1)「決算関係書類」「決算関係書類等」とは
- (2)生協の会計ルール
- (3)決算関係書類・事業報告書とそれらの附属明細書の監査等

## 8 その他

- (1)登記 (2)行政の監督 (3)罰則

### ◇生協ガバナンス研修会での学び

生協法と定款との関係、生協法における事業の範囲、組合員管理、機関運営会議、決算関係書類とその監査など、生協運営における基本を改めて確認する機会となりました。